

令和 5 年 12 月 11 日

公益社団法人 大阪府柔道整復師会
療養費適正化理念に係る進捗状況について

療養費適正化特別対策班

理念 1 大阪府柔道整復師会会員は、柔道整復業にあたって営利を目的としない。

状況：療養費請求額の上位 4%の施術所の中から申請内容を精査し、抽出された重点確認施術所について、その申請内容の確認作業を実施しています。

理念 2 負傷の徴候の認められない患者への医科受診指導を促進する。

状況：健康被害を無くすための医科受診指導を促進するという理念のもと、平成 28 年 11 月より、合計件数、比率と共に「転医件数」も公開することとしました。また、協力指導病院の了承のもと、医師への「診察依頼書」の様式を作成し、本会 HP に掲載しています。

報告：令和 4 年 10 月から令和 5 年 9 月までの申請書件数は 2,382 件で全体の 0.20%でした。
※別表については[こちら](#)をご覧ください。

理念 3 療養費の不正請求排除に向け、療養費適正化特別対策班を設置する。

状況：平成 28 年 7 月、「療養費適正化特別対策班規程」を策定し、構成員を委嘱するとともに、療養費の適正化に向け会員への指導、改善に努めています。

理念 4 違法広告に関する指導を強化し、監督官庁への通報制度を設ける。

状況：①新入会者・届出事項変更者(移転、管理者変更)への看板画像提出後の指導継続。
(適正化理念、広告ガイドラインの進捗、各保健所の現状説明等)

【R4.10～R5.9 まで 指導連絡件数 23 件】

②届出事項変更者、看板取替え、広告チラシ、ホームページ作成について、事前相談あり。特にネット媒体を利用しての広告についての問い合わせが増加。

【R4.10～R5.9 まで 電話・メール相談件数 6 件】

③違法広告チラシ(情報提供)の確認。

- ・整骨院、接骨院記載チラシ
- ・整体院・カイロのみの記載であるが整骨院・接骨院チラシ
- ・整体院等の無資格業者チラシの分類

※情報提供数は横ばいであるが、同一施術所からの違法チラシ多数あり。

報告：①令和 4 年 10 月から令和 5 年 5 月までに相談窓口へ寄せられた違法広告に関する情報等については、当会の意見を付し、大阪府の保健医療企画課に 51 件の情報提供を行いました。(R5.6/30)

さらに、医療企画課訪問時の内容としては、

1. 同施術所から繰り返される違法広告については特に重点的に改善指導を要望。
2. 整体院からのチラシについて、現状取り締まる法律がないようだが、内容を精査すれば不当表示防止法に抵触し改善命令を出せるのではないかと再度要望。
3. 昨年要望した保健所（方）対応について改善されていない点の要望、さらに大阪全体で統一して欲しいと要望。
4. 市民からの相談について、整体院での骨盤ダイエット施術についての無断写真掲載への対応を説明。
5. あはき・柔整広告ガイドライン、また今年再開された広告に関する検討会（R5.2/13）の内容について意見交換。最後に広告ガイドラインが制定された際には、訪問し意見交換を約束する。（府としても現場の声を聞かせてほしいとのこと）

理念5 往療料の適正な算定基準について会員に指導する。

状況：本会会員に対し、適正な往療料の支給要件について周知および指導しています。

その他

- ①令和4年10月から令和5年9月までに府内5支部(全18支部)で本会会員に対し、理念全般に関する研修会を開催し、142人が参加しました。
- ②適正化理念及び受領委任の取り扱いに関する会員からの問い合わせは、令和4年10月から令和5年9月までの間に延べ2,270件ありました。
- ③今後も自己施術や自家施術、従業員の施術等についても確認していきます。
- ④療養費適正化特別対策班の窓口があることで保険者をはじめ公共機関、府民・市民からの相談も多く寄せられています。